

発議第 2 号

平成 19 年 3 月 19 日

庄原市議会議長 様

代表者	庄原市議会議員	堀井	秀昭
賛成者	庄原市議会議員	谷口	勇
		松浦	昇
		加島	英俊
		原田	顕三
		横山	邦和
		谷口	隆明
		野崎	幸雄
		早瀬	孝示
		垣内	秀孝
		中原	巧

庄原市議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び庄原市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり庄原市議会会議規則の一部を改正する規則案を提出する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により所要の改正を行おうとするものである。

庄原市議会会議規則の一部を改正する規則

庄原市議会会議規則(平成 17 年議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第 19 条に次の 1 項を加える。

- 3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第 38 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「提出者の説明又は委員会の付託」を「前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会の付託」に改め、同項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要であると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第 78 条第 1 項中「記載する」を「記載し、又は記録する。」に改める。

第 79 条中「、印刷して」を削り、「配布する。」を「配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する。」に改める。

第 81 条中「会議録に署名する議員は」を「会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は」に改める。

第 98 条第 2 項中「法第 109 条の 2 第 3 項」を「法第 109 条の 2 第 4 項」に改める。

第 142 条中「、第 38 条第 2 項」を「、第 38 条第 3 項」に改める。

第 154 条中「、第 38 条第 2 項」を「、第 38 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。